

トラック入荷受付・予約システム サービス基本契約

〔約款〕

第1条（契約の成立）

一般社団法人日本加工食品卸協会（以下「日食協」という）が別途定めるサービス申込書（以下「サービス申込書」という）を会員（賛助会員含む。以下、特に断りなき場合同じ。）より受領後、承諾したものについて契約（以下「本契約」という）が成立するものとします。

第2条（サービスの実施）

1. 日食協は添付する「サービス仕様書」の記載内容のサービス（以下「本サービス」という）を実施します。なお、「サービス仕様書」記載の「甲」は「会員または賛助会員」、「乙」は「日食協」を意味するものとします。
2. 契約期間は日食協がサービス申込書に会員が記名押印することにより合意したサービス実施開始日（以下「サービス開始日」という）から1年間とします。ただし、期間満了の1か月前までに両者いずれからも別段の意思表示のないときは、引き続き同一条件をもってさらに1か月間自動的に継続延長されるものとし、以後も同様とします。なお、会員および日食協は相手方に対し1か月前までに書面にて通知することにより本契約の全部または一部を解約できるものとします。

第3条（契約金額の発生及び支払い条件）

1. 日食協がサービス申込書記載の契約金額（以下「利用料金」という）の発生は、サービス開始日とします。月の途中で利用開始又は解約される場合でも、日割り計算を行わないものとします。
2. 会員は利用料金に関し日食協が発行する請求書に基づき、請求書受領月の末日までに遅滞なく銀行振り込みにて支払うものとします。但し同項に指定する支払日が銀行の休業日に当たる場合は、翌営業日に支払うものとします。尚、振込手数料は会員の負担とします。

第4条（再委託）

日食協は、本契約に基づき受託した作業の全部または一部について、日食協の責任と負担において第三者に再委託できるものとします。

第5条（秘密保持義務）

1. 本契約において、秘密情報とは、秘密である旨の表示をした書面（電子的形式を含む）で開示された情報、もしくは秘密である旨明示して口頭またはデモンストレーション等により開示された情報で、開示後10日以内に相手方に書面（電子的形式を含む）で提示された情報、または、本契約の内容をいいます。
2. 前項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する情報は、前項における秘密情報から除くものとします。
 - (1) 開示の時点で既に公知のもの、または、開示後秘密情報を受領した当事者（以下「受領者」という）の責によらずして公知となったもの
 - (2) 受領者が第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手したもの
 - (3) 開示の時点で受領者が既に保有しているもの
 - (4) 開示された秘密情報によらずして、独自に受領者が開発したもの
3. 会員および日食協は、それぞれ相手方から開示された秘密情報の秘密を保持し、本契約の履行のためにのみ使用し、知る必要のある自己の役員および従業員以外に開示、漏洩してはならないものとします。
4. 前項にかかわらず、次のいずれかに該当する場合、会員および日食協は、相手方の秘密情報を当該第三者に開示、提供することができるものとします。
 - (1) 法令により第三者への開示を強制された場合。ただし、この場合、受領者は事前に相手方に通知するよう努めるものとし、当該法令の範囲内で秘密を保持するための措置をとることを当該第三者に要求するものとします。
 - (2) 弁護士、公認会計士等法令上守秘義務を負う者に、当該者の業務上必要とされる範囲内で提供する場合

(3) 日食協が第4条に基づき再委託する場合

5. 会員および日食協は、相手方から開示された秘密情報を、本契約の履行のためにのみ使用するものとし、その他の目的に使用しないものとします。
 6. 会員および日食協は、本契約の履行のために必要な範囲で秘密情報を複製することができるものとします。
 7. 会員および日食協は、相手方から要求があった場合、または、本契約の履行を完了した場合、遅滞なく秘密情報を相手方に返却、または、破棄もしくは消去するものとします。
 8. 本契約に関連して、別途会員日食協間で秘密保持に関する契約等を締結している場合、または、締結する場合には、当該契約等の定めと本契約の定めが異なる範囲において、当該契約等の定めが本契約に優先して適用されるものとします。
 9. 本契約の履行のために、会員が保有する個人番号ないしは特定個人情報（「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第2条第5項、第8項に定めるものをいい、以下総称して「特定個人情報等」という）を日食協が取扱う場合であって、その旨会員から日食協に通知があった場合には、会員および日食協は、当該特定個人情報等の取扱いにつき、別途日食協所定の覚書を締結するものとします。ただし、サービス仕様書において特定個人情報等の取扱いに関する定めがある場合においては、当該サービス仕様書の定めによるものとします。
10. 本条の規定は、本契約終了後もなお有効に存続するものとします。

第6条（契約の解除）

1. 会員または日食協が、手形または小切手が不渡りになったとき、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始の申立てを行ったとき、その他財産状態が悪化したと認められる客観的な事情が発生したとき、もしくは、第8条に定める表明・保証に反する事実があったとき、または、確約に反する行為があったときは、相手方はなんらの通知・催告を要せずただちに本契約の全部または一部を解除できるものとします。
2. 会員または日食協は、前項の定めが該当したときは、当然に期限の利益を失い、相手方に対して負担する一切の金銭債務をただちに弁済するものとします。

第7条（ハイセイフティ用途）

会員は、本サービスが、一般事務用、通常の商業用等の一般的用途を想定して設計・提供されているものであり、極めて高度な安全性が要求され、仮に当該安全性が確保されない場合、直接生命・身体に対する重大な危険性を伴う用途（以下「ハイセイフティ用途」という）に使用されるよう設計・供されたものではないことを確認します。会員は、当該ハイセイフティ用途に要する安全性を確保する措置を施すことなく、本サービスをハイセイフティ用途に使用しないものとします。

第8条（反社会的勢力等の排除）

1. 会員および日食協は、自らまたはその役員（名称の如何を問わず、相談役、顧問、業務を執行する社員その他の事実上経営に参加していると認められる者）および従業員（事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について権限を有するかまたはそれを代行する者）が、次の各号に記載する者（以下「反社会的勢力等」という）に該当せず今後も該当しないこと、また、反社会的勢力等との関係を持っておらず今後も持たないことを表明し、保証します。
 - (1) 警察庁「組織犯罪対策要綱」記載の「暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等」その他これらに準ずる者
 - (2) 資金や便宜を供与したり、不正の利益を図る目的で利用したりするなど、前号に記載する者と人的・資金的・経済的に深い関係にある者
2. 会員および日食協は、自らまたは第三者を利用して、次の各号に記載する行為を行わないことを相手方に対して確約します。
 - (1) 詐術、暴力的行為または脅迫的言辞を用いる行為
 - (2) 違法行為または不当要求行為

- (3) 業務を妨害する行為
- (4) 名誉や信用等を毀損する行為
- (5) 前各号に準ずる行為

第9条（管轄裁判所）

本契約に関する訴訟については、東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第10条（誠実協議）

本契約に定めのない事項については、その都度会員と日食協が誠意をもって協議し円満に解決するものとします。

第11条（損害賠償）

乙は、本サービスの全部または一部の不具合、もしくは利用が出来ないことにより、甲に損害が発生した場合、次の通りとします。

(1) 当該不具合もしくは利用不能が本サービスのシステムに起因するとき、また、本サービスにおいて用いる電気通信回線または電気通信設備・クラウドサービスに起因するとき、乙は、当該不具合もしくは利用不能が発生した期間に該当する利用料金を上限に、甲に対し返金するものとし、その額については甲乙別途協議するものとします。ただし、これ以外の損害についてその賠償の責を負いません。

(2) 当該不具合もしくは利用不能が(1)のときに起因せず、甲の端末環境または甲が他の電気通信事業者から提供を受けているアクセス回線に起因するとき、また、サービス仕様書第7項（免責）、第9項（サービスの中断及び停止）に該当するとき、乙は、甲に対し何ら損害の賠償の責を負いません。

以 上